

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成28年10月19日（平成28年（行情）諮問第630号及び同第632号）

答申日：平成29年2月8日（平成28年度（行情）答申第719号及び同第720号）

事件名：外国籍教員の扱いについて「任用の期限を附さない常勤講師」として任用する方針に関する関係部局等間の会議の議事録等の不開示決定（不存在）に関する件
特定期間の外国籍教員に関する通知等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成28年8月15日付け28受文科初第1358号及び同第1360号により行った各不開示決定（以下、順に「処分1」及び「処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 処分1について（諮問第630号）

（ア）法9条2項の規定に基づき、「開示請求に係る行政文書を保有していない」を理由に、「開示をしない」旨の決定をし、通知された。

請求した文書・電子データを一括して、このような決裁をすることは、法制定の趣旨を否定した、「知る権利」を踏みにじる行為であるといえる。

請求内容に該当する「関係部局、課や担当者間の会議や打合せの

議事録，配布物，メモ等の関係する全ての文書・電子データ」を一つ一つ確定し，それぞれの消息を調べた上で，それぞれについて回答されたい。

(イ) 文書 1 の開示を求めたが，一括して，「保有していないため不開示としました」との通知であった。

日韓政府間の協議には文部省も参加しており，外国籍教員の扱いについて「任用の期限を附さない常勤講師」として任用する方針には，省内での検討が行われたはずである。

「関係部局，課や担当者間の会議や打合せの議事録，配布物，メモ等において，どういう文書・電子データ」が当時に存在したかを示していただき，その個々の消息を明らかにされたい。

そのうえで，存在するものについては開示を，存在しないものはなぜ存在しないのかの理由を示していただきたい。

イ 処分 2 について（諮問第 6 3 2 号）

(ア) 法 9 条 2 項の規定に基づき，「開示請求に係る行政文書を保有していない」を理由に，「開示をしない」旨の決定をし，通知された。

請求した通知・通達・指示等を一括して，このような決裁をすることは，法制定の趣旨を否定した，「知る権利」を踏みにじる行為であるといえる。

請求内容に該当する「通知・通達・指示等」を一つ一つ確定し，それぞれの消息を調べた上で，それぞれについて回答されたい。

(イ) 文書 2 の開示を求めたが，一括して，「保有していないため不開示としました」との通知であった。

戦後期，都立朝鮮学校や公立学校における朝鮮人学級の存在があり，文部省は教科書のこと教員のこと等の指示文書を出している。また，1960年代まで，学校基本調査で外国籍教員の在籍調査を行っている。

請求した外国籍教員に関する文書が出されていることは明確である。まず，どういう通知・通達・指示等があったのかを明示していただきたい。その上で，それぞれの消息を示し，保有・非保有及び開示・非開示を示されたい。非保有の場合はその理由を示していただきたい。

(2) 意見書

(諮問庁の閲覧に供することは適当ではない旨の意見が提出されているため，省略)

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 処分 1 について（諮問第 6 3 0 号）

(1) 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書等の名称は、文書1のとおりであるが、保有していないため不開示決定したところ、審査請求人から、当該文書の開示を求める旨の審査請求がされたところである。

(2) 処分1に当たっての考え方について

ア 文部科学省は平成28年8月15日付けで対象文書を保有していないとして不開示決定処分を行った。審査請求人は、「日韓政府間の協議には文部省も参加しており、外国籍教員の扱いについて「任用の期限を附さない常勤講師」として任用する方針には、省内での検討が行われたはずである。関係部局、課や担当者間の会議や打合せの議事録、配布物、メモ等においてどういう文書・電子データが当時に存在したかを示していただき、その個々の消息を明らかにされたい。その上で、存在するものについては開示を、存在しないものはなぜ存在しないのかの理由を示していただきたい。」と主張している。

イ 文書1に関連する、平成3年3月22日付け通知「在日韓国人など日本国籍を有しない者の公立学校の教員への任用等について（通知）」（以下「平成2年度通知」という。）は、各都道府県・指定都市教育委員会宛てに、日本国籍を有しない者に対する公立学校教員採用選考試験や任用する職についての取扱いを通知したものである。

ウ 文書1の開示請求につき、請求内容に関する文書の有無を調査、探索したが対象文書は存在しなかった。

このため、審査請求人が指摘する会議等の開催の有無や、どのような文書・電子データが当時存在していたかについても、対象文書を保有していないことから不明であり、一括して不開示としたものである。

エ なお、現行の文部科学省行政文書管理規則別表第一においては、「地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯」については保存期間を10年としており、平成2年度通知に関する経緯等については保存期間を超過している。

また、平成2年度通知を発出した平成2年当時の「文部省記録文書保管年限規程」においても、「裁定、通達等に関するもの」は5年保存となっており、そのうち重要なものは15年保存となっている。

オ 本審査請求に当たり、再度、請求内容に関する文書の有無を調査・探索したところであるが、文書1は存在しなかった。

カ 以上のとおり、文書1に合致するものを保有していないため不開示としたものであり、処分1における対応は妥当なものと考えている。

2 処分2について（諮問第632号）

(1) 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書等の名称は、文書2のとおりであるが、

保有していないため不開示決定したところ、審査請求人から、当該文書の開示を求める旨の審査請求がされたところである。

(2) 処分2に当たっての考え方について

ア 文部科学省は平成28年8月15日付けで対象文書を保有していないとして不開示決定処分を行った。審査請求人は、「戦後期、都立朝鮮学校や公立学校における朝鮮人学級の存在があり、文部省は教科書のこと教員のこと等の指示文書を出している。請求した外国籍教員に関する文書が出されていることは明確である。まず、どういう通知・通達・指示等があったのかを明示していただきたい。その上で、それぞれの消息を示し、保有・非保有及び開示・非開示を示されたい。非保有の場合はその理由を示されたい。」と主張している。

イ 文書2の開示請求につき、請求内容に関する文書の有無を調査、探索したが対象文書は存在しなかった。

なお、文書2は、戦後から昭和57年（1982年）までの文書である。

ウ 審査請求人は、本審査請求において、「どういう通知・通達・指示等があったのかを明示していただきたい」と主張しているが、前述のとおり当時の関係文書が存在していないことから、当時どのような通知・通達・指示等があったのか、若しくは無かったのかについても不明であり、一括して不開示としたものである。

エ 現行の文部科学省行政文書管理規則別表第一においては、「地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯」については保存期間を10年としており、審査請求人が主張する文書については保存期間を超過している。

なお、昭和57年度当時の「文部省記録文書保管年限規程」においても、「裁定、通達等に関するもの」は5年保存としており、そのうち重要なものは15年保存となっている。

本審査請求にあたり、再度、請求内容に関する文書の有無を調査・探索したところであるが、文書2は存在しなかった。

オ 以上のとおり、文書2に合致するものが存在しないため不開示としたものであり、処分2における対応は妥当なものと考えている。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成28年（行情）諮問第630号及び同第632号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成28年10月19日 諮問の受理（諮問第630号及び同第632号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年11月22日 審査請求人から意見書を收受（同上）

- ④ 同年12月19日 審議（同上）
- ⑤ 平成29年2月6日 諮問第630号及び同第632号の併
合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書1及び文書2（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする各決定（処分1及び処分2）をそれぞれ行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 文書1について

(ア) 文書1は、平成2年度通知に記載されている内容の検討を行った関係部署や担当者間での会議及び打合せにおける議事録、配布物、メモ等の全ての文書及び電子データである。

(イ) 平成2年度通知には、「本年1月10日別紙1のとおり両国の外務大臣が「覚書」に署名し、決着したところであります。」と記載されていることから、日本国及び大韓民国の外務大臣が覚書に署名した平成3年1月10日から平成2年度通知の通知日である平成3年3月22日までの間に関係部局課及び担当者間で通知内容等について、会議や打合せを行い文書1に該当する文書を作成していた可能性はあると考える。

しかしながら、上記第3の1(2)エにおいて説明したとおり、平成2年度通知を発出した当時の文部省記録文書保管年限規程では、重要な通達文書であっても15年保存であったことから、遅くとも平成18年度には廃棄されていたと考えられ、平成2年度通知から25年以上経過した本件開示請求時点では既に文書1の保存期間は満了しており、延長を行って本件開示請求時点でも文書1を保存しているとする事情も認められない。

イ 文書2について

(ア) 文書2は、戦後から昭和57年9月18日までの期間の外国籍教員に係る通知、通達及び指示等の文書である。

(イ) 平成2年度通知が現に発出されていることから、戦後から昭和57年9月18日までの期間においても文書2に該当する文書を作成

していた可能性はあると考えるが、最も時期の新しい昭和57年から考えてみたとしても、もはや本件開示請求時点では30年以上経過しており、上記第3の2(2)エにおいて説明したとおり、既に文書2の保存期間は満了している。

ウ 諮問後、念のため行政文書ファイル管理簿及び文部科学省内の書庫・ロッカー等を再度探索したが、本件対象文書に該当する文書は発見できなかった。

以上のことから、文部科学省では、本件対象文書を保有していない。

(2) 本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、文部科学省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙（本件対象文書）

文書1（諮問第630号）

1991年1月10日の「日韓法的地位協定に基づく協議の結果に関する覚書」を受けて出された同年3月22日付け文部省教育助成局長通知「在日韓国人など日本国籍を有しない者の公立学校の教員への任用について」において、教員採用選考試験の国籍条項を外すと同時に、合格した外国籍者については、教諭ではなく「任用の期限を附さない常勤講師」として任用するとした。

この「日韓法的地位協定に基づく協議の結果に関する覚書」に先立ち、外国籍教員の扱いについて省内で検討し、「任用の期限を附さない常勤講師」として任用する方針を導き出したと考えられるが、この時の関係部局、課や担当者間の会議や打合せの議事録、配布物、メモ等の関係する全ての文書・電子データ漏れなく開示されたい。

文書2（諮問第632号）

文部省の都道府県等教育委員会への「国公立大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法（1982.8.20成立，9.13施行）」送付文書（初等中等教育局地方課長野崎弘1982.9.18）の文中に、「同法は、国公立大学の教授等への外国人の任用について、特別措置を講じたものであり、公立の小学校、中学校、高等学校等の教諭等についての取扱いを変更するものでないことを念のため申し添えます」とある。

この下線部は、従来から外国人を教諭等について任用していないという意味であるが、戦後から同指示文書（1982.9.18）までの期間の外国籍教員（52年4月28日までは植民地出身者の日本国籍者も含む）に関する通知・通達・指示等を漏れなく開示されたい。